

為替特約付外貨定期預金概要説明書

3 - 1

平成29年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名 (愛称)	為替特約付外貨定期預金
2. ご利用いただける方	個人 (成年者) および法人で本邦居住者
3. 期 間	1年以内で募集ごとに決定します。また自動継続の取扱はできません。
4. 募集の中止	預入日までの募集状況、市場環境等の状況によっては、当行が本商品の募集を中止することがあります。
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 通 貨 (3) 適用為替相場 (4) 最低預入金額 (5) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円貨による一括預入 ・ 米ドル ・ 円貨からのお預入れの場合および満期時の円貨によるお引出しの場合の適用相場は、ともに預入日の仲値を適用します。 ・ 300万円以上1円単位 ・ 1補助通貨単位とします。
6. 払 戻	<p>満期日2営業日前の午後3時の東京外国為替市場における直物為替相場を判定日相場とし、次の方法により払戻します。</p> <p>①判定日相場が特約判定相場 (※) より円安となった場合 満期日に税引後外貨元利金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金します。</p> <p>②判定日相場が特約判定相場 (※) より円高 (または同一) となった場合 満期日に税引後元利金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金します。</p> <p>※特約判定相場とは、満期日の払戻し通貨を決める際に基準となる為替相場で、募集ごとに預入日に決定します。</p>
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入れいただいた時点の適用利率は満期日まで変わりません。適用利率については窓口にお問い合わせください。 ・ 満期日に一括して支払います。 ・ 付利単位を1通貨単位とし、1年を365日として日割計算します。 ・ 個人の場合 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 ・ 一般法人の場合 国税15.315%が源泉徴収されます。 非課税法人は非課税となります。 ・ マル優 (非課税) は対象外です。

<p>8. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本預金の預入時は当行仲値が適用されるため、円貨を外貨に交換する為替手数料は不要です。 ・本預金の満期日のお受取通貨が円貨に確定した場合、外貨を円貨に交換する為替手数料は不要です。 ・本預金の満期日のお受取通貨が外貨に確定し、外貨で受け取った元利金を円貨に交換して払い出す場合、1米ドルあたり1円の為替手数料がかかります。（当行仲値から手数料分を差引いた為替相場であるTTBレートが適用されます。） ・本預金の満期日のお受取通貨が外貨に確定し、外貨で受け取った元利金を外貨現金で払い出す場合、1米ドルあたり2円（最低2,000円）の手数料がかかります。
<p>9. 付加できる特約事項</p>	<p>ありません。</p>
<p>10. 中途解約の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本預金は満期日前の解約（中途解約）はできません。 ・当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合には、元金および中途解約利息（預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当行所定の外貨普通預金利率を乗じて計算します。）をお支払します。その一方、解約に伴い生じた損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。この場合、損害金が中途解約利息を上回り元本割れとなる可能性が極めて高くなります。 ・中途解約による損害金は、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の費用等を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。 損害金＝元利金（※）×1通貨あたりの再構築コスト（※） ※元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金 ※再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は0とします。 ・再構築コストは、主に為替相場等の指標の変動によって決まります。 主な指標と損害金の関係は次のとおりです。 ①中途解約時の為替相場 為替相場が円安に向かうほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。 ②中途解約時の為替相場の変動率 為替相場の変動率が大きくなるほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。 <p>なお、外貨建の元金および中途解約利息について円換算した場合の損益は、為替相場が円安に向かうほど改善します。したがって前述の再構築コストとは反対の損益となりますが、円換算後の元金および中途解約利息と再構築コストの総合損益では元本割れする可能性が極めて高いといえます。このように、損害金の計算解約時は中途解約時の市場実勢相場によりますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。</p>

<p>11. お申し込みのキャンセル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みのキャンセルは書面により募集期間最終日の午後3時までにごいただく必要があります。それ以降のキャンセルは、キャンセルに伴う損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。 ・損害金は、前記の満期日前の解約時の損害金算定方法と同様に取扱します。
<p>12. 為替予約</p>	<p>判定日において、満期日に外貨での払戻しが確定するまでは、この為替特約の他に通常の先物外国為替取引を締結することはできません。</p>
<p>13. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先…全国銀行協会相談室 電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>14. その他 参考となる事項</p> <p>(1) 中途解約時の 元本割れリスク</p> <p>(2) 為替差損益</p> <p>(3) 預金保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・為替相場の動向により、満期時の払戻し通貨が円貨または外貨のどちらかとなります。外貨での払戻しとなる場合、お客さまの判断で最終的に円貨に交換するときの適用相場がお預け入れ日の仲値よりも円高の場合、円貨により計算した損益がマイナスとなる（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ・原則として中途解約はできません。中途解約時には元本割れとなる可能性が極めて高くなります。 ・為替差損益は税法上雑所得の対象となります。 為替差益は、雑所得として総合課税されます。 *年収2,000万円以下の給与所得者で為替差益を含め、給与以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。 為替差損は、雑所得から控除することができます。 ・預金保険制度の対象外です。